第1回 留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会 議事録

1 日時

令和元年(2019年)5月21日(火) 13:30~15:30

2 場所

北海道留萌合同庁舎 1階 102号会議室

3 出席者

別紙名簿のとおり(次第に添付) 推進員1名、委員8名、支援員1名、参考人1名、事務局3名 計14名

4 内容

(1)課長挨拶

- 今年度1回目の「地域づくり委員会」。
- ・ 「地域づくり委員会」は今年で10年目を迎える。
- この委員会は、障がいを理由とする差別や不利益、暮らしづらさ等の申し立てがあった場合に招集されるが、今回、申し立て事案がないため、地域課題「障がい者への理解促進」についての啓発方法等について意見交換を予定している。
- ・ また、障がい者差別解消支援地域協議会としての役割もあることから、あらためて、合理的配慮について確認する予定となっている。

開かれた「地域づくり委員会」を作っていくため、今後とも協力をお願いしたい。

(2)議題1「地域課題に係る意見による除雪の顛末について」

事務局からの説明

〈意見内容について〉

- 前回の委員会において、委員から「道道と市道の境目に、除雪車の残した雪が山になり、通行に苦労している。このような場合、どこに連絡すれば良いか?」と 意見があった。
- 意見があった時点で、既に、その場所の雪は除かれており、これから調査を行っても確認できないものではあったが、今後、障がいのある方からそのような訴えがあったことを伝えることは可能なため、事務局で対応し、次回の委員会で結果を報告するとなっていた。

〈事務局対応について〉

• 道の除雪の管轄である留萌建設管理部と、市道の除雪の管轄である留萌市都市環境部あて、委員会からの依頼文書により、次年度に向けて不便の解消をお願いした。

• 留萌建設管理部から、頻度や時期について確認があったため、委員あて確認し、 回答した。その後、除雪のタイミングによって、たまたま雪が残ってしまうこと もあるが、次年度以降、予算の範囲内とはなるが対応していく予定なので、了解 いただきたいとの説明があり、委員へも報告した。

〈推進員から〉

- 今後も、委員会として、改善に向けて取り組んでいきたい。委員の皆さんも、困り事などを耳にした際には、この場に報告していただきたい。
- (3)議題2 地域課題「障がい者への理解促進」について

資料 1

- ① 推進員からの説明
 - 昨年度の委員会において、障がい者への理解促進について、どう取り組んで行く べきか意見をいただいてきたところ。

(参考:資料1 平成30年度委員会における意見内容)

委員からは、3回の委員会を通して、具体的な方法により周知していくこと必要であるとの共通の認識であったこと、また、地域づくりコーディネーターから話により、一般事業所への障がいへの理解を知ってもらうことが課題となっていたことから、事務局から、まずは、パンフレットを活用し、一般事業所へ周知することを提案。

(障害者虐待防止法パンフレット、障害者差別解消法パンフレット)

〈推進員確認〉

- パンフレットの配布について、参加委員全員から了承を得る。
- ② 委員質問・意見

〈委員〉

• どのように配布するのか?

〈推進員〉

配布の方法について、みなさんから御意見いただきたい。
管内の事業所数については、事務局に調べてもらったところ、1,500 ほどあるとのこと。事務局打ち合わせでは、商工会議所や商工会を通じて配布できるのではないだろうかという案も出されたが、他に御意見ないか?

〈委員〉

会社にはいろんな資料などが送られてくるので、送ってもすぐ捨てられてしまうのでは?

今、見たところ、とてもわかりやすい資料なので、できれば、ちゃんと読んでも らいたいと思う。可能であれば、説明出来た方が良い。

〈推進員〉

• 事務局打ち合わせでも、メールに添付して送る方法も出されたが、その方が見ないのかなという話にもなったていた。

そのほかに、もっと見ていただける方法など、皆様方の知恵をお借りしたい。

〈事務局〉

たとえば、商工会議所や商工会へ持参し、趣旨を説明した上で、配布のお願いするという方法もある

〈委員〉

• 商工会や商工会議所では、毎年、研修会などが開催されているので、その中で少し時間をもらい説明することもできる。

〈委員〉

• 配布するとしたらカラーか?カラー印刷が難しいのであれば、メールで送って各 自見てもらう方法もある。カラーの方が内容がわかりやすい。

〈委員〉

広く知らせるということであれば、新聞の折り込みという方法もあると思う。もしかすると、知らずにやっていることが、する方もされる方も虐待と気遣いないでいることもあると思うので、広く知らしめることも必要。

〈推進員〉

- 新聞の折り込みなど周知の様々な方法や、多くの方へ知ってもらうという、いろいろな課題があるが、今回は、まず、ひとつひとつやっていこうということで、 一般企業への周知をまずはしたい。
 - その上で、今後、もっと広く知ってもらいたいということでやっていく。
- これまで意見をいただいた中で、送ったけど見てもらえないというような状況は、目的から逸れてしまうこととなる。できる限り見ていただいて、さらに理解していただくとには、まず、商工会議所や商工会へ、目的を説明し、相談した上

で、可能であれば、研修会で取り上げてもらうなど、説明の場をいただくことで 理解をしてもらう。

• いずれにしても、文書でただ送るのではなく、理解してもらってから配布してい く方向で検討していく。

〈推進員確認〉

・ 商工会議所や商工会への相談や反応については、わかり次第皆さんに報告する。その上で、事務局で細かく検討して配布していくと言うことで了承を得る。

(4)議題2 地域課題「障がい者への理解促進」について

- ① 推進員からの説明
 - 当委員会は、障害者差別解消支援地域協議会の役割を担っている。法律ができたからと言って差別がなくなっているわけではない。差別解消法の合理的配慮についてあらためて共有したい。
 - 地域づくりコーディネーターから、記録動画を使った説明により、障害者差別解 消法施行後の、障害による差別をなくすための意識改革が求められることなど、 当事者の話をもとに、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会へのヒントを 学ぶ。

② 地域づくりコーディネーターから説明

• 合理的配慮とは?

ただ単に弱者として保護され、障がいのない人たちから自分たちの人生を決められるのではなく、自分の生き方を主体的に選び実現していきたい。

合理的配慮は、配慮を必要とする本人の意思表明が重要であり、障害のある方本 人にとって、その配慮が「必要かつ適当」な程度や内容であるかが重要。

- 本人の状態や周りの環境の変化に応じて、具体的にいつどんな場面で困っているのか、その困り事を解消するための適切な配慮は何かを踏まえながら合理的な配慮を検討、実施する事が大切。
- 勝手に、こうしてあげればいいということではなく、相手が何を求めているのか 会話をし、知っていく。

今回冒頭に報告のあった、委員からの意見で、雪山が解消されたということは、

本当に嬉しいことで、これは一人だけの問題ではなく、同じような立場の人や高齢者や子どもたちにとっても安全で大事なこと。一人の思いに答えて、変わっていくのはすばらしいこと。

これが地域づくり委員会の役割でもある。

(5) その他

- 次回の地域づくり委員会については、開催日は未定だが、本日協議した理解促進 についての取組について、本日欠席の委員へも相談し、事務局で細かく検討した 内容を報告したい。
- ・ 決まり次第、通知するのでよろしくお願いしたい。